## 資料 3-22 水浴場水質判定基準

- 1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」である ものを、「不適」な水浴場とする。
- (2)「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - これら以外のものを「水質C」とする。

項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
区分					
適	水	不 検 出	油膜が認められ	2mg/L以下	全透
	質	(検出下限	ない	(湖沼は	(1m以上)
	AA	2個/100mL)		3mg/L以下)	
	水	100個/100mL以下	油膜が認められ	2mg/L以下	全透
	質		ない	(湖沼は	(1m以上)
	Α			3mg/L以下)	
口	水	400個/100mL以下	常時は油膜が認	5mg/L以下	1 m未満
	質		められない		~50cm以上
	В				
	水	1,000 個/100mL 以	常時は油膜が認	8mg/L以下	1 m未満
	質	下	められない		~50cm以上
	С				
不適		1,000 個/100mL を	常時油膜が認め	8mg/L超	50㎝未満**
		超えるもの	られる		

- (注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。 透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
- 2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
- (1)「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2)油膜が認められたもの。